

ID: 36

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	八頭町手数料徴収条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第67号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(免除)</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの</p> <p>(2) 町の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者から請求があったとき。</p> <p>(4) 官公署から請求があったとき。</p> <p>(5) 公用で使用するとき。</p> <p>(6) 視覚に障害がある者で、盲導犬(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項の規定による盲導犬をいう。)の使用者証を有するものの請求に係る別表第1の狂犬病予防に定める手数料を免除することができる。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に免除する必要があると認めたもの</p> <p>2 別表第2に掲げる証明と同一の目的に使用するため、これに代えて行う住民票に記載した事項に関する証明及び戸籍に記載した事項に関する証明については、手数料を徴収しない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日